

# 令和元年東日本台風災害 長野市被災者生活支援ガイドブック

## ONE HEART



被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。  
このガイドブックは、生活を中心とした支援制度を皆様にお知らせするため、大まかな支援内容と問い合わせ先を掲載しています。  
詳しい内容や具体的な手続きにつきましては、各問い合わせ先へご相談ください。

(注) この支援制度は、令和4年12月1日時点の内容であり、今後制度等の改正により、変更される場合がありますので、ご留意願います。

各種被災者支援情報（住居、廃棄物、罹災証明など）を、LINE  
により検索できます。



# 被災者支援制度

各支援制度の概要は、被災者支援制度一覧の説明をご覧ください。  
 ※下の表の四角内の数字と制度一覧のNo.とが一致しています。(例：災害弔慰金③は一覧のNo.3)

その他制度(終了含む)は、被災者支援制度一覧をご覧ください。

令和4年12月版

## 災害による死亡・ケガ



### 受けられる可能性のある支援

- 災害弔慰金⇒③  
災害により死亡した方の遺族に弔慰金を支給します。
- 災害障害見舞金⇒④  
災害により重度障害を受けた方に見舞金を支給します。  
[問い合わせ] 福祉政策課 ☎224-5028
- 長野市災害義援金⇒⑥ ⑥ 終了しました  
災害による重傷者や住宅被害の程度により、全国並びに海外の皆様から寄せられた義援金を配分します。  
[問い合わせ] 介護保険課 ☎224-7991

## 家・家財が被害を受けた

- 新たに住む場所を探したい
- 建て直し・修理したい
- 生活必需品が必要



### 罹(り)災証明書「住家」(店舗兼住宅を含む)

「住家」(店舗兼住宅を含む)の被害の程度について、罹(り)災証明書の発行手続きを行います。  
 ※各種手続きに必要なことがあります。  
 [問い合わせ] 資産税課 ☎224-7076

### 受けられる可能性のある支援

- 災害見舞金⇒⑤ ⑤ 終了しました  
重傷者、床上浸水(半壊に至らないもの)の世帯に見舞金を支給します。  
[問い合わせ] 住家被害に関すること 福祉政策課 ☎224-5028  
人的被害に関すること 危機管理防災課 ☎224-5006
- 長野市災害義援金⇒⑥ (再掲) ⑥ 終了しました  
[問い合わせ] 介護保険課 ☎224-7991
- 災害援護金⇒⑥-2  
罹災証明書の交付を受けた方にお知らせします。  
[問い合わせ] 長野市社会福祉協議会 ☎225-1234



新たに住む場所を探したい  
 応急仮設住宅への入居⇒⑩ ⑪  
 ・建設型応急住宅の提供  
 仮設住宅115戸を⑩ ⑪ 終了しました  
 ・民間賃貸住宅借上  
 民間賃貸住宅を市が借上げます。  
 なお、物件はご自身で探していただけます。  
 市営住宅等への入居  
 当面の入居先として、市営住宅等を提供します。  
 [問い合わせ] 住宅課 ☎224-9733

### 建て直したい・修理したい

- 被災者生活再建支援金⇒⑦又は⑧ [問い合わせ] 福祉政策課 ☎224-5028 ⑦ ⑧ 終了しました  
災害により住宅が全壊、大規模半壊するなどした世帯、⑦対象者が住宅を再建(建設・購入、補修、賃借)する場合は加算支援金を支給
- 被災住宅の応急修理⇒⑨ [問い合わせ] 建築指導課 ☎224-8902 ⑨ 終了しました  
災害により住宅が大規模半壊、半壊又は一部損壊(準半壊)の被害を受け、災害救助法に基づく応急仮設住宅等を利用しない方  
 ※半壊又は一部損壊(準半壊)の修理は、経済的に自ら修理することができない方  
 ※全壊の場合でも、応急修理を行うことにより居住が可能となる場合は対象となることもあります。
- 被災家屋の公費解体⇒⑬ ⑬ 終了しました  
半壊以上の家屋を解体したい方は、家屋所有者の申請により、市が所有者に代わって被災家屋を解体・撤去します。
- 災害廃棄物個別回収⇒④⑧ [問い合わせ] 廃棄物対策課 ☎224-7320 ④⑧ 終了しました  
災害により被害を受けた個人の方で、被災家屋の災害ごみの回収を希望する方
- 災害復興住宅融資⇒③⑨ ④⑧ 終了しました  
[問い合わせ] 住宅金融支援機構お客様コールセンター ☎0120-086-353

## 税の支払いに関すること



市税の負担軽減、納税の猶予⇒②  
 被害を受けた状況により市税の負担軽減又は納税の猶予ができる場合があります。  
 [問い合わせ] 市民税課 ☎224-8507  
 資産税課 ☎224-7176  
 収納課 ☎224-7664



### 税の負担軽減・納税の猶予制度

- ・個人市民税について令和2年度以降は、雑損控除の申告により税負担の軽減が図られます。雑損控除の申告がお済みでない皆様は、市民税課までお問合せください。
- ・固定資産税については、被災代替家屋・償却資産に係る減額特例制度により税負担の軽減が図られます。詳しくは、資産税課までお問い合わせください。
- ・災害による収入の減少など、特別な理由により支払いが困難な皆様に対して、納税の猶予等のご相談をお受けします。詳しくは、収納課までお問い合わせください。



## 医療・年金・介護・利用料等の支払いに関すること



### 医療費・保険料・利用料・保育料等の減免、お支払いの猶予制度

- ・国民健康保険料の徴収猶予・減免⇒⑮
- ・国民年金保険料免除・猶予制度⇒⑯
- ・後期高齢者医療保険料の減免⇒⑰※
- ・介護保険料の減免⇒⑱
- ・水道料金の減免・納付相談⇒⑳※
- ・下水道使用料の減免・納付相談⇒㉑※
- ・し尿処理(くみ取り)手数料の減免⇒㉒※
- ・ごみ処理手数料の減免⇒㉓※
- ・建築確認申請等の手数料の減免⇒㉔



詳細は担当課へお問い合わせください。

※⑰ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ 終了しました

### その他生活上の各種相談

- ・法的トラブル解決のための総合案内所(法テラス) 0120-078-309
- ・弁護士会による無料電話相談(復興支援ダイヤル) ☎232-2777
- ・消費生活相談(北信消費生活センター) ☎223-6777
- ・ペット同行避難者のための相談(動物愛護センター) ☎262-1212
- ・健康やこころの相談(保健所健康課) ☎226-9961
- ・女性のための相談(男女共同参画センター) ☎237-8778
- ・子どもの相談(子育て支援課こども相談室) ☎224-9746
- ・高齢者の相談 お住まいの地域を担当する地域包括支援センターへ
- ・障害者の相談 お住まいの地域を担当する障害者相談支援センターへ
- ・多言語相談(多文化共生相談センター) ☎219-3068
- ・労働相談(北信労政事務所) ☎234-9532

# 支援制度一覧（令和4年12月1日現在）

●該当、▲状況によって該当

No.	支援制度名	対象者	全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊 (準半壊)	一部損壊	内容	受付窓口・問い合わせ先	期限等 ※空欄は未定を 含みます。
1	各種証明書交付等 手数料の減免	1 罹災証明書の交付を受けた個人（相続人を含む）若しくはその同一世帯に属する個人または法人が、災害からの復旧・復興のために使用する各種証明書（り災証明書の提示が必要）※コンビニ交付の場合は減免対象となりません。	●	●	●	●	●	【減免の対象となる証明書等】 ・戸籍事項証明書（謄本・抄本） ・受理証明書 ・戸籍の附票 ・住民票の写し ・印鑑証明 ・印鑑登録 ・市民税・県民税課税内容証明書（所得証明書） ・営業証明書 ・固定資産関係証明書 ・土地図面等の閲覧、交付 ・納税証明書 ・国民健康保険料納付額証明書 ・後期高齢者医療保険料納付額証明書 ・介護保険料納付額証明書	市民窓口課 ☎224-7238 市民税課 ☎224-5017 資産税課 ☎224-5018 収納課 ☎224-5019 国民健康保険課 ☎224-7260 高齢者活躍支援課 ☎224-8767 介護保険課 ☎224-7991	令和6年3月 29日まで
2	市税の負担軽減、 納税の猶予	災害により被害を受けた方・事業所	▲	▲	▲	▲	▲	災害により市税の納付が困難な場合は、納税の猶予など相談に応じます。 令和2年度以降、個人市民税は雑損控除の申告により税負担の軽減が図られます。 固定資産税・都市計画税については、被災代替家屋・償却資産に係る減額特例制度により税負担の軽減が図られます。	市民税課 ☎224-8507 資産税課 ☎224-7176 収納課 ☎224-7664	
3	災害弔慰金	災害により死亡した方の遺族						主たる生計維持者が死亡 500万円 その他の方が死亡 250万円	福祉政策課 ☎224-5028	
4	災害障害見舞金	災害により重度障害を受けた方						主たる生計維持者 250万円 その他 125万円		
6-2	災害援護金	罹災証明書の交付を受けた方にお知らせします。	●	●	●	▲	▲	住家被害の程度により一世帯あたり一律5,000円。	長野市社会福祉協議会総務課 ☎225-1234	
16	国民年金保険料免除・猶予制度	国民年金第1号被保険者で、住宅、家財その他の財産について、おおむね2分の1以上の損害を受けられた方	▲	▲	▲	▲	▲	国民年金保険料の納付が困難な方は、申請により納付を免除される場合があります。	国民年金室 ☎224-5026 長野南年金事務所 ☎227-1284	対象期間：令和元年9月分から令和3年6月分まで ※申請月時点から2年1カ月前まで遡って申請可能
25	母子父子寡婦福祉資金貸付金の償還猶予	貸し付けを受け、償還している被災した母子家庭、父子家庭または寡婦	●	●	●	●	●	災害により被災した母子家庭、父子家庭または寡婦に対する償還を猶予します。	子育て家庭福祉課 ☎224-5031	
26	母子父子寡婦福祉資金貸付金の住宅資金の貸付及び据置期間の延長	住宅が全壊・半壊、流出、床上浸水等の被害を受けた母子家庭、父子家庭または寡婦	●	●	●	●	●	災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築及び改築等に必要経費の貸付及び据置期間を延長します。		
31	建築確認申請等の手数料の減免	災害により被害を受けた方	●	●	●	●	●	災害により滅失または破損した住宅の復旧を目的とした建築に係る申請等の手数料に対して、減免措置を講じます。	建築指導課 ☎224-5048	
34	仮設住宅入居者等の日常生活上の見守り・相談	応急仮設住宅の入居者等						応急仮設住宅入居者等の巡回訪問を通じた見守りや、被災者の日常生活に関する相談を関係機関につなげるための支援など	長野市生活支援・地域ささえあいセンター ☎219-5251	
35	建築・住宅相談	災害により被災された建築・住宅の所有者等	●	●	●	●	●	令和元年東日本台風により被災された住宅の本格的な復旧に向けて、建築士等の専門家による技術的なアドバイス	長野県建築相談連絡会 事務局：(公社)長野県建築士会 ☎026-235-0561	

●該当、▲状況によって該当

No.	支援制度名	対象者	全壊	大規模半壊	半壊	一部半壊(準半壊)	一部損壊	内容	受付窓口・問い合わせ先	期限等 ※空欄は未定を含みます。
37	罹災証明書の交付	災害により住家に被害を受けた方	●	●	●	●	●	罹災証明書の申請受付	資産税課 ☎224-7076	
39	災害復興住宅融資	災害により被害を受けた方	●	●	●	●	●	災害で被災された方が被災住宅を復旧するための住宅ローンで通常の融資と比べて低利で利用できます。	住宅金融支援機構お客さまコールセンター 0120-086-353	申込受付： 令和5年10月31日まで
40	災害復興住宅融資（高齢者向け返済特例）（リバースモーゲージ型融資）	災害により被害を受けた方で満60歳以上の方	●	●	●	●	●	災害で被災された方が被災住宅を復旧するための住宅ローンです。月々のご返済は利息のみで、通常の災害復興住宅融資と比べて月々の負担を低く抑えられます。	住宅金融支援機構お客さまコールセンター 0120-086-353	申込受付： 令和5年10月31日まで
41	災害復興住宅資金への助成（融資への利子補給）	災害により被害を受けた方	●	●	●	●	●	住宅金融支援機構または民間金融機関から災害復興住宅資金を借り入れた方に、利子相当額の一部を補助 <対象融資> 災害復興住宅融資：令和4年11月30日までに融資の申し込みを行ったもの 民間金融機関の融資：令和4年11月30日までに融資を受けたもの	長野県建築住宅課 026-235-7339	「金銭消費貸借契約の契約日の属する年度の3月31日」又は「契約日から半年」のいずれか遅い日まで
41-4	信州健康ゼロエネ住宅助成金	災害により被害を受けた方の利用も可能です  1 新築タイプ 自己の居住用に新築する方 2 リフォームタイプ 住宅をリフォームする方  (先着順で助成対象を決定し、予算額に達した時点で募集を終了します。)	●	●	●	●	●	1 新築タイプ 住宅分野における2050ゼロカーボンを実現するため、環境への負荷が少なく、高い断熱性能を有し、県産木材を活用した住宅を新築する場合に、最大150万円を助成します。信州健康ゼロエネ住宅普及促進価格高騰緊急対策事業と併せて活用することにより、実質最大200万円の負担軽減となります。  2 リフォームタイプ 「浴室と脱衣室」または「寝室」の断熱改修等の住宅性能向上リフォームへ助成します。  第2期：令和4年度中に工事着手し、令和5年度中に工事完了する分の申請を受け付けています。 ※第1期（今年度工事完了分）については県ホームページ（右のQRコード）でご確認ください。	長野建設事務所建築課 026-234-9530  県ホームページ	
49	雨水貯留施設災害復旧助成金	災害により被害を受けた方で、雨水貯留施設（雨水タンク）が滅失・破損した場合で、再度設置する方	●	●	●	●	●	これまでに長野市の助成金を利用し設置した雨水貯留施設（雨水タンク）が滅失・破損した場合、再度設置に掛かる購入費用のうち最大で4分の3を助成します。	河川課 ☎224-7646	
50	被災地区荒廃農地利活用補助金	被災地区の荒廃農地（青地）を優良農地に還元する農業者等						被災地区内の荒廃農地（青地）を優良農地に還元する取組を支援します（被災地区：長沼、豊野、古里、篠ノ井、松代、若穂。ただし、信里、西条、豊栄、保科は除く） ・優良農地への還元：1/2以内又は10万円/10aのうち低い金額 ・作物導入等：1/2以内又は2万円/10aのうち低い金額	農業政策課 ☎224-7274	令和8年3月31日まで

【既に終了した支援制度】

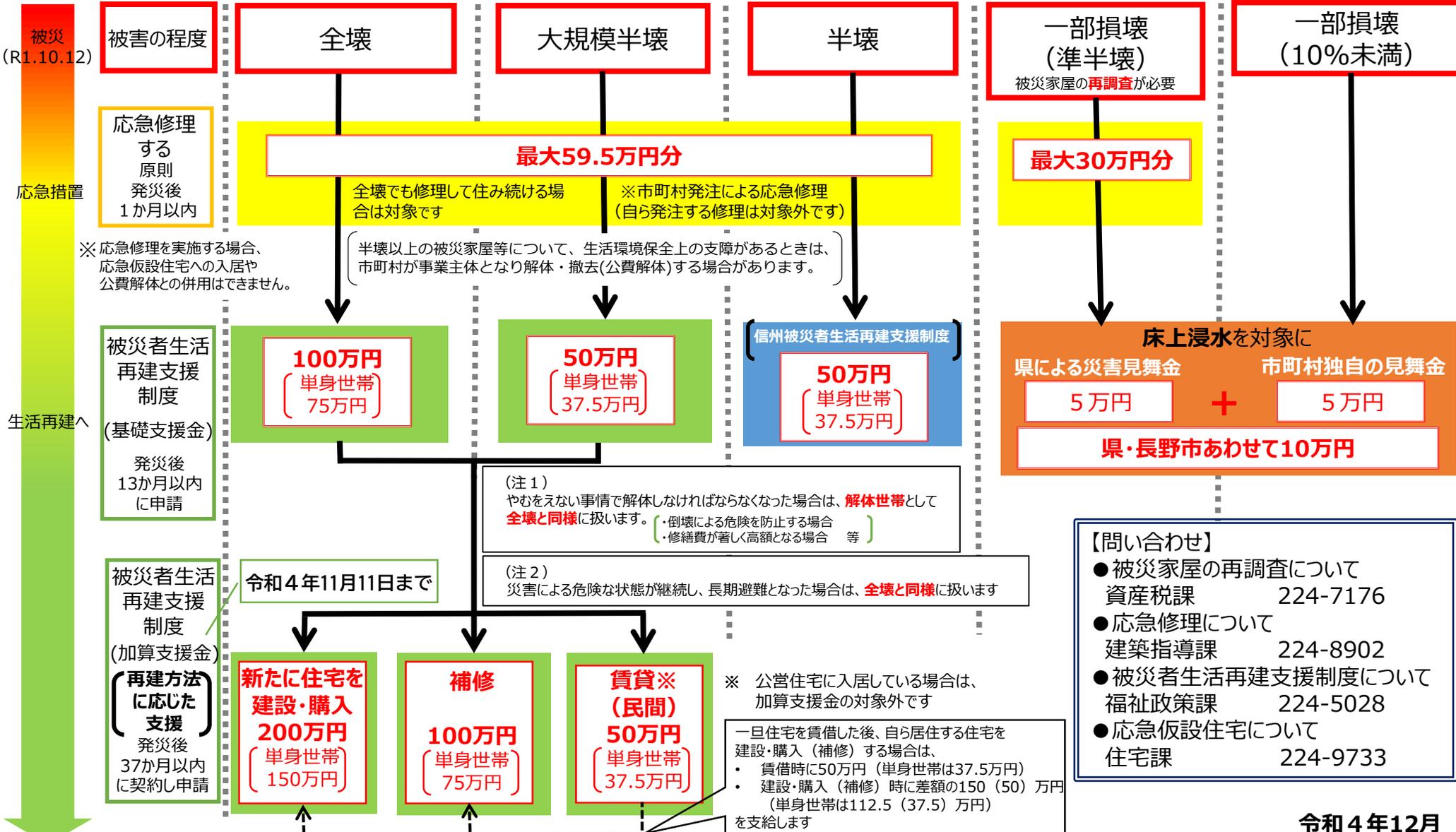
5 災害見舞金／6 長野市災害義援金／7 被災者生活再建支援金／8 信州（長野市）被災者生活再建支援金／9 被災住宅の応急修理／10 応急仮設住宅（民間賃貸住宅借上げ）／11 応急仮設住宅（建設型応急住宅）／12 障害物の除去／13 被災家屋の公費解体／14 生活必需品の支給／15 国民健康保険料の徴収猶予・減免／17 後期高齢者医療保険料の減免／18 介護保険料の減免／19 放課後子ども総合プラン事業利用料の減免／20 国民健康保険 医療費一部負担金（自己負担）の免除／21 後期高齢者医療保険 医療費一部負担金（自己負担）の免除／22 介護サービス利用者負担額の免除／23 介護予防・日常生活支援総合事業利用者負担額の免除／24 障害福祉サービス利用料等の減免／27 水道料金の減免・納付相談／28 下水道使用料の減免・納付相談／29 尿処理（くみ取り）手数料の減免／30 ごみ処理手数料の減免（ごみ指定袋及び粗大ごみシールの配布）／32 就学援助費の支給／33 保育所等保育料の減免／36 営農継続支援／38 市道等境界立会手数料の減免／41-2 信州健康エコ住宅助成金／41-3 環境配慮型住宅助成金／42 給水装置・排水設備工事検査手数料等の減免／43 災害援護資金貸付金／44 被災された方への宿泊施設の提供（二次避難）／45 避難者無料入浴支援／46 ボランティア無料入浴支援／47 被災者入浴支援／48 災害廃棄物個別回収

# 支援制度No. 7、8、9、10、11及び13にかかるフロー

すべて終了しました

## 自己所有の戸建て・マンション

被災時の住まい



# 賃貸住宅（貸家・アパート等）

すべて終了しました

被災  
(R1.10.12)

被害の程度

全壊

大規模半壊

半壊

一部損壊  
(準半壊)

一部損壊  
(10%未満)

（賃貸住宅の補修を行う  
場合は、貸主が行うことが原則）

被災者生活  
再建支援  
制度  
(基礎支援金)  
発災後  
13か月以内  
に申請

100万円  
〔単身世帯  
75万円〕

50万円  
〔単身世帯  
37.5万円〕

信州被災者生活  
再建支援制度  
50万円  
〔単身世帯  
37.5万円〕

床上浸水を対象に  
県による災害見舞金 5万円 + 市町村独自の見舞金 5万円  
県・市町村あわせて10万円

(注1)  
貸主がやむをえない事情でアパート等を解体しなければならなくなった場合は、**解体世帯**として**全壊と同様**に扱います  
〔倒壊による危険を防止する場合、修繕費が著しく高額となる場合 等〕

被災者生活  
再建支援  
制度  
(加算支援金)  
〔**再建方法  
に応じた  
支援**〕  
発災後  
37か月以内  
に契約し申請

令和4年11月11日まで

新たに住宅を  
建設・購入  
200万円  
〔単身世帯  
150万円〕

補修  
100万円  
〔単身世帯  
75万円〕

賃貸※  
(民間)  
50万円  
〔単身世帯  
37.5万円〕

※ 公営住宅に入居している場合は、  
加算支援金の対象外です

一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を  
建設・購入する場合は、  
・ 賃借時に50万円（単身世帯は37.5万円）  
・ 建設・購入時に差額の150万円  
（単身世帯は112.5万円）  
を支給します

【問い合わせ】  
● 被災家屋の再調査について  
資産税課 224-7176  
● 被災者生活再建支援制度について  
福祉政策課 224-5028

生活再建へ